

新型コロナウイルス感染症 予防対策及び活動指針

令和3年3月31日

名古屋商工会議所 鯨の会

1. 基本指針

「令和2年度鯨の会は会員の新型コロナ感染者0活動を徹底する」

鯨の会は50歳以上の会員で構成されており、「感染しない、感染させない」を徹底して、会の活動においてコロナ感染者を出さないことが最も重要である。「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」「こまめな換気」をはじめとした基本的な感染対策とともに、参加する会員に検温（37.5度以下）を実施し、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の有無を確認の上、発熱や咳をするなど体調の思わしくない会員は、参加を禁止するなどの措置を継続して実践しながら活動し、地域社会全体の感染症拡大防止に繋げていく。国・愛知県・名古屋市・名古屋商工会議所などから、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集し、各種団体の取り組みを参考にしながら、変化していく状況に応じて対策を講じ実施する。

※以降アンダーラインの箇所が今回の改定箇所になります

2. 指針策定経緯

- (1) 国の緊急事態宣言が令和2年5月25日に解除されたことを受け、6月末より鯨の会再開に向けて小規模な役員・委員会活動を再開し、臨時総会と2回の定例会を開催することが決まったが、8月6日愛知県独自の緊急事態宣言が発出されたことにより、今後の鯨の会の活動について正副会長委員長会議及び役員会で協議することとなった。

結果、基本指針である「令和2年度鯨の会は会員の新型コロナ感染者0活動を徹底する」を念頭に活動し、鯨の会は会員同士の交流関係を最大限に活用して、例年の慣例にとらわれずコロナ禍で可能な事業を行い、地域社会の活力維持に繋げていくため、感染症予防対策指針を策定することとした。

- (2) 本指針は令和2年8月20日に発信され、その後8月24日に愛知県独自の緊急事態宣言が解除、翌日には臨時総会も本指針に沿った上で開催されました。9月以降感染者数も減少傾向が継続している現状を踏まえ感染予防対策と経済活動の両立を目指し、10月6日以降の指針を改定した。
- (3) 本指針は令和2年10月6日に第2版が発信されたが、11月に入り全国的な感染拡大の兆候と今後の気温低下などの要因から感染拡大傾向が続くと判断するとともに、11月19日に愛知県が感染症警戒レベルを「嚴重警戒」に引き上げたことから、11月26日以降の指針を改定した。
- (4) 本指針は令和2年11月26日に第3版が発信されたが、年末にかけて感染者が急増したことにより、令和3年1月14日に大都市圏に2度目の緊急事態宣言が発出され、感染者数も増大傾向が継続している現状を踏まえ、感染症予防対策の一層の強化を図るため、1月19日以降2月7日まで（緊急事態宣言期間延長の場合はその期間）の指針を改定した。本指針は期間限定であり、緊急事態宣言解除後は再度第3版を適用するものとする。
- (5) 本指針は令和3年1月19日に第4版の発信後、2月7日に愛知県に対する国による緊急事態宣言が解除され、愛知県独自の嚴重警戒宣言及び措置へと移行しました。これにより本指針は再び第3版が適用されていましたが、3月21日にはこの宣言も解除されました。
その後、医療従事者へのワクチン接種も始まり、このまま終息へ向かうことを期待しましたが、変異型ウイルス感染者の出現、人流の増加により、新規感染者数が下げ止まりから微増に推移し始めています。
こうした現状を踏まえ、令和3年3月31日以降の指針を改定した。

3. 今後の活動について

(1) 「定例会・総会」について

上記1.基本指針に準じると共に、web会議システムによる開催を基本とし、ハイブリッド方式（対面方式の会議とweb会議を併用すること）による開催の場合は、対面方式の参加人数を会場収容人数の半数以下とすること。その際、参加した会員同士がマスクを着用した状態で1メートル程度のソーシャルディスタンスが確保できる体制で行う。ただし、対面方式にあっても、参加者全員がワクチン接種を2回完了して8日以上経過している場合は、この限りではない。

万が一、参加した会員が以後2週間以内に新型コロナウイルスに感染した場合、感染した会員は鯨の会総務委員長に速やかに連絡し、感染拡大防止に協力しなければならないものとする。

(2) 「定例会・総会」の開催可否について

上記1.基本指針に準じ、正副会長委員長会議及び役員会議において、開催の可否を決定するが、緊急を要する場合は、正副会長委員長会議のみにて決定できるものとする。

(3) 役員会・委員会活動について

上記項目(1)「定例会・総会について」に準ずる。

(4) 研究会・サークル活動について

web会議システムの利用などを推奨するが、対面・集合する方式により行う場合は、上記1.基本指針に従うこと。

加えて、研究会・サークルは、鯨の会会員を中心とした有志の会ではあるが、名古屋商工会議所及び鯨の会に与える影響を鑑み、名古屋商工会議所鯨の会の名称を使用して活動する場合、活動案内を配布する14日以上前に、その計画と内容を鯨の会総務委員長に報告すること。

総務委員長はその報告を正副会長及び委員長に周知し、報告された活動

方法等に感染症対策の不備が疑われる場合は、正副会長委員長会議を経て本会名称の使用及び活動の中止を依頼することがある。

(5) 活動後の懇親会について (経緯あり)

- ・本指針を発信した時期においては、対面・集合する懇親会・会食については原則禁止とする。(第1版)
- ・令和2年10月6日以降においては、多人数での対面・集合する懇親会・会食については自粛する。ただし、今後の感染症の拡大状況や、国や県などが発する感染症対策指針や要請を確認し、その状況に合わせて開催の可否を慎重に判断されることを要望する。(第2版)
- ・令和2年11月26日以降においては、多人数で行う懇親会・会食については自粛する。少人数で行う場合も、感染症対策実施済店舗の利用、マスク会食、こまめな手指消毒、大声を出さない、席の間隔を空けるなどの感染症対策を徹底する。また、体調不良や嗅覚の低下など、自覚症状を少しでも感じた場合は参加を自粛する。
ただし、今後の感染症の拡大状況や、国や県などが発する感染症対策指針や要請を確認し、その状況に合わせて開催の可否を慎重に判断されることを要望する。(第3版)
- ・令和3年1月19日以降においては、対面・集合する懇親会・会食については原則禁止とし、本指針に定める期間終了後は第3版に準ずるものとする。(第4版)
- ・令和3年3月31日以降に行う、飲食を伴う懇親会・会食については参加者数を、会員のみの場合は10人程度、会員以外の人を含む場合5名程度までとし、感染症対策実施済店舗の利用、マスク会食、こまめな手指消毒、大声を出さない、席の間隔を空けるなどの感染症対策を徹底する。また、体調不良や嗅覚の低下など、自覚症状を少しでも感じた場合は参加を自粛する。
ただし、今後の感染症の拡大状況や、国や県などが発する感染症対

策指針や要請を確認し、その状況に合わせて開催の可否を慎重に判断されることを要望する。(第5版)

4. 本指針について

本指針は、新型コロナウイルス感染症予防対策の基本事項を定めたものであり、本指針に定めのない具体的な事項に関しては、上記1.基本指針に従って、各委員会及び研究会・サークル内にて判断するものとする。

今後も、本指針に沿って活動を進めることとし、行政の指針や要請、医療体制の状況、感染症の動向、各種団体における取り組み等を踏まえ、正副会長委員長会議にて、適宜必要な見直しを行うものとする。

5. その他

鯨の会は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨しています。

※厚生労働省が配布しているこのアプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。

第1版	令和2年	8月20日	制定
第2版	令和2年10月	6日	改定
第3版	令和2年11月	26日	改定
第4版	令和3年	1月19日	改定
第5版	令和3年	3月31日	改定